

申請に係る提出書類一覧

*規則：樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(個人の場合)

*要綱：樫原市一般廃棄物の収集又は運搬に関する許可及び処分の基準等に関する要綱

番号	提出書類	
1	一般廃棄物処理業許可申請書	*申請者欄には代表者の住民票上の住所及び氏名を記載のこと。 *印鑑登録証明書の印を押印のこと。
2	事業調書	*記載例（申請様式に添付）を参照のこと。
3	作業計画調書	*記載例（申請様式に添付）を参照のこと。
4	従業員名簿	*代表者及び市内で収集運搬に従事する者全員を記入すること。
5	収集運搬車、設備及び器材等の種類並びに数量一覧表	
6	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）の排出者、種類及び排出量の明細	
7	住民票抄本（原本）	*本籍地が省略されていないこと。
8	印鑑登録証明書（原本）	
9	地図（主たる事務所・市内営業所・駐車場）	*最寄駅、主要道路、目標物等を明示のこと。
10	写真（主たる事務所・市内営業所・駐車場・収集運搬車）	*収集運搬車の写真は、駐車場にて前・横・後ろを撮影したものを提出のこと。
11	収集運搬車の自動車検査証記録事項AまたはBの写し	*電子車検証では確認できない事項があるため。 *許可の申請日現在有効なものであること。 *届出者の使用権利が確認できない場合は、当該車両の使用承諾書等の写しを提出のこと。
12	契約書の写し	*許可の申請日現在有効なものであること。
13	納税証明書 （原本） ※直近の納税状 況を証するもの に限る	（市町村）本店所在地分（住民税額がわかるもの）・樫原市分（住民税額が記載され、他税の未納がないことがわかるもの）（×完納証明書） （県）未納のないことの証明 （国）所得税・消費税（その3の2） *非課税の場合は未納のない証明書を提出のこと。
14	他市町村の許可証の写し	*本市以外の他市町村から一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を受けている場合に提出のこと。
15	成年後見登記に関する証明書（原本 法務局発行のもの）	①登記されていないことの証明書 または ②登記事項証明書（※場合により医師の診断書等） *役員全員（監査役を含む）のものを提出のこと。
16	欠格条項に該当しない旨の申告書	（※令和2年1月から新様式に変更されています。）
17	誓約書	*印鑑登録証明書の印を押印のこと。
18	履歴書	

申請に係る提出書類一覧のうち、番号欄に黄色のぬりつぶしがある書類については、更新許可申請の際、変更のない場合及び既に申請又は届出が済んでいる場合、添付を省略することができます。

(裏面へ)

その他、次の注意事項を守ってください。

- ① 住民票抄本、印鑑登録証明書、登記事項全部証明書、納税証明書、（後見登記等）登記されていないことの証明書
 - * 原本を提出してください。
 - * 申請前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ② 写真（主たる事務所・市内営業所・駐車場・収集運搬車）
 - * カラー判を基本とします。
 - * A4判の台紙に貼り付けるか、A4判の用紙に印刷してください。
 - * 収集運搬車は駐車場にて車体の形状・色及びナンバープレートが、明らかに確認できるように撮影してください。

※食品廃棄物の再生利用を目的とする収集運搬をする場合は、併せて次の書類が必要です。

廃棄物の再生利用を目的として収集運搬する場合には、申請に係る提出書類一覧の書類以外に次の書類が必要です。

これらの書類のうち、更新許可申請の際、変更のない場合及び既に申請又は届出が済んでいる場合、添付を省略することができます。

- ① 運搬先への搬入に関する契約書の写し
 - * 許可の申請日現在有効なものであること。
 - ② 再生利用事業登録証明書の写し
（運搬先が食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に定める再生利用事業者である場合）
 - * 許可の申請日現在有効なものであること。
- ・ その他運搬先の処分業に関する許可証の写し
- * 許可の申請日現在有効なものであること。